一〇・〇二	ライ麦			
一〇・〇三	大麦及び裸麦			
一〇〇三・一〇	播種用のもの			
	日本国政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による輸入を行おうとする者及び買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて行う日本国政府の買入れ及び売渡しのために輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの			
	その他のもの			
一〇〇三・九〇	その他のもの			
	日本国政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定により輸入を行おうとする者及び買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて行う日本国政府の買入れ及び売渡しのために輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの			
	その他のもの			
	飼料用のもの			
	税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
一〇・〇四	オート			
一〇・〇五	とうもろこし			
一〇〇五・一〇	播種用のもの			
一〇〇五・九〇	その他のもの			
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）			
	その他のもの			
	飼料用のもの			
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十三条第一項の規定の適用を受けないもの			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの			
	コーンスターチの製造に使用するもの及び政令で定めるところにより飼料用に供するもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
一〇・〇六	米			
一〇・〇七	グレーンソルガム			
一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物			
一〇〇八・一〇	そば			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	九%	B7	A
	その他のもの			
一〇〇八・二一	ミレット			
	播種用のもの			
一〇〇八・二九	その他のもの			
一〇〇八・三〇	カナリーシード			
一〇〇八・四〇	フォニオ（ディギタリア属のもの）			
一〇〇八・五〇	キヌア（ケノポディウム・クイノア）			

一〇〇八・六〇	ライ小麦			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			
	その他のもの			
一〇〇八・九〇	その他の穀物			
	第一一類			
一一〇一・〇〇	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン			
一一・〇二	小麦粉及びメスリン粉			
	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）			
一一〇二・二〇	とうもろこし粉			
一一〇二・九〇	その他のもの			
	大麦粉、裸麦粉、ライ小麦粉及び米粉			
	その他のもの			
	ライ麦粉			
	その他のもの			
一一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット			
	ひき割り穀物及び穀物のミール			
一一〇三・一一	小麦のもの			
一一〇三・一三	とうもろこしのもの			
一一〇三・一九	その他の穀物のもの			
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの			
	オートのもの			
	その他のもの			
一一〇三・二〇	ペレット			
	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの			
	オートのもの			
	とうもろこしのもの			
	その他のもの			
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）			
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物			
一一〇四・一二	オートのもの			
一一〇四・一九	その他の穀物のもの			
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの			
	とうもろこしのもの			
	その他のもの			
一一〇四・二二	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）			
一一〇四・二三	オートのもの			
	とうもろこしのもの			
	コーンフレークの製造に使用するもの			
	その他のもの			
一一〇四・二九	その他の穀物のもの			
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの			
	その他のもの			
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）			